

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
1	鳥獣の捕獲許可(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための対象狩猟鳥獣(カワウ、ツキノワグマ及びニホンジカを除く。)の捕獲等。)に係る措置命令	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	2(8)		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境企画課	0246(22)7528	
2	鳥獣の捕獲許可(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための対象狩猟鳥獣(カワウ、ツキノワグマ及びニホンジカを除く。)の捕獲等。)の取り消し	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	2(9)		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境企画課	0246(22)7528	
3	鳥獣登録を受けた者に対する措置命令	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	2(16)		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境企画課	0246(22)7528	
4	鳥獣飼養登録の取り消し	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	2(17)		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境企画課	0246(22)7528	
5	販売禁止鳥獣等の違反に対する措置命令	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	2(23)		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境企画課	0246(22)7528	
6	販売禁止鳥獣等の販売許可の取り消し	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	2(24)		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境企画課	0246(22)7528	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
7	鳥獣飼養登録票の交付・更新・再交付に係る手数料の徴収	いわき市鳥獣飼養登録票交付等手数料条例	2			環境企画課	0246(22)7528	
8	一般廃棄物処理手数料の徴収	いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	29 - 1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境整備課	0246(22)7440	
9	ごみ集積所の承認取り消し	いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	6 - 3		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	環境整備課	0246(22)7440	
10	いわき市憩いの家使用許可の取消し	いわき市憩いの家条例	6		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
11	いわき市憩いの家損害賠償命令	いわき市憩いの家条例	7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
12	いわき市憩いの家指定管理者指定の取消し	いわき市憩いの家条例	11		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
13	いわき市北部運動場使用許可の取消し	いわき市運動場条例	6		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
14	いわき市仁井田運動場 許可の取消し	いわき市運動場条例	6		将来的に処分の対象が見込まれるもの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
15	いわき市北部運動場夜間照明設備使用料の徴収	いわき市運動場条例	7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
16	いわき市運動場損害賠償命令	いわき市運動場条例	10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
17	いわき市北部運動場指定管理者指定の取消し	いわき市運動場条例	14		将来的に処分の対象が見込まれるもの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	環境整備課	庶務係 0246(22)7559	
18	いわき市リサイクルプラザクリンピーの家使用許可の取消し	いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例	7		将来的に処分の対象が見込まれるもの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	環境整備課	0246(22)7440	
19	いわき市リサイクルプラザクリンピーの家損害賠償・原状回復命令	いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例	8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境整備課	0246(22)7440	
20	一般廃棄物処理業の許可取消等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7の4			廃棄物対策課	0246(22)7439	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
21	一般廃棄物処理施設の許可取消等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9の2			廃棄物対策課	0246(22)7439	
22	産業廃棄物収集・運搬、処分業の許可取消等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の3の2			廃棄物対策課	0246(22)7439	
23	特別管理産業廃棄物処理業の許可取消等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の6			廃棄物対策課	0246(22)7439	
24	廃棄物処理センターに対する監督命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の14			廃棄物対策課	0246(22)7439	
25	産業廃棄物処理施設の許可取消等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の3			廃棄物対策課	0246(22)7439	
26	一般廃棄物処理業者等への改善命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	19の3(1)			廃棄物対策課	0246(22)7439	
27	産業廃棄物処理業者等への改善命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	19の3(2)			廃棄物対策課	0246(22)7439	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
28	支障の除去等のための措置命令(一般廃棄物)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	19の4			廃棄物対策課	0246(22)7439	
29	支障の除去等のための措置命令(産業廃棄物)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	19の5-1			廃棄物対策課	0246(22)7439	
30	排出事業者に対する措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	19の6-1			廃棄物対策課	0246(22)7439	
31	浄化槽保守点検業の登録の抹消	浄化槽法及びいわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	法:48-2 条例: 10-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	排水対策課	0246(22)7519	
32	浄化槽清掃業の許可取消	浄化槽法及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	法:41-2 規則: 24-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	排水対策課	0246(22)7519	
33	下水道事業受益者負担金の賦課決定処分	都市計画法 いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	75 5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	排水対策課	0246(22)7519	
34	下水道排水設備指定工事店の業務の停止又は指定の取消し	いわき市下水道条例	7の6			排水対策課	0246(22)7519	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
35	水洗便所への改造命令	下水道法	11の3		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	排水対策課	0246(22)7519	
36	農業集落排水事業分担金の徴収	いわき市農業集落排水事業分担金条例	6-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	排水対策課	0246(22)7519	
37	ばい煙発生施設の計画変更命令等	大気汚染防止法	9		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
38	指定ばい煙の処理方法の改善命令	大気汚染防止法	9の2の2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
39	ばい煙発生施設の改善命令等	大気汚染防止法	14-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
40	指定ばい煙の処理方法の改善命令	大気汚染防止法	14-3		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
41	燃料使用基準の遵守命令	大気汚染防止法	15-2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
42	燃料使用基準の遵守命令	大気汚染防止法	15の2-2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
43	事故の拡大・再発防止命令	大気汚染防止法	17-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境監視センター	0246(54)1585	
44	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等	大気汚染防止法	17の7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
45	揮発性有機化合物排出施設の改善命令等	大気汚染防止法	17の10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
46	一般粉じん発生施設の基準適合命令	大気汚染防止法	18の4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
47	特定粉じん発生施設の計画変更	大気汚染防止法	18の8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
48	特定粉じん発生施設の改善命令等	大気汚染防止法	18の11		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
49	特定粉じん排出等作業の計画変更命令	大気汚染防止法	18の16		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
50	特定粉じん排出等作業の基準適合命令等	大気汚染防止法	18の18		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
51	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	12-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
52	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	15-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
53	振動防止方法の改善命令	振動規制法	12-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
54	振動防止方法の改善命令	振動規制法	15-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
55	特定施設の計画変更命令等	水質汚濁防止法	8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	



行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
56	汚水等の処理方法の改善命令等	水質汚濁防止法	8の2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
57	特定施設の使用停止、改善命令等	水質汚濁防止法	13-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
58	指定地域内事業場の改善命令	水質汚濁防止法	13-3		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
59	特定施設の使用停止、改善命令等	水質汚濁防止法	13の2-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
60	事故時の応急措置命令	水質汚濁防止法	14の2-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境監視センター	0246(54)1585	
61	地下水の浄化措置命令	水質汚濁防止法	14の3-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
62	地下水の浄化措置命令	水質汚濁防止法	14の3-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
63	緊急時の措置命令	水質汚濁防止法	18		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境監視センター	0246(54)1585	
64	悪臭発生施設の改善命令	悪臭防止法	8-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
65	事故時の応急措置命令	悪臭防止法	10-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
66	公害防止統括者等の解任命令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
67	特定施設の計画の変更又は廃止命令	ダイオキシン類対策特別措置法	15		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
68	特定施設の計画の変更命令等(総量規制基準適用事業場)	ダイオキシン類対策特別措置法	16		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
69	特定施設の計画の改善命令又は一時停止命令	ダイオキシン類対策特別措置法	22-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
70	特定施設の改善命令等(総量規制基準適用事業場)	ダイオキシン類対策特別措置法	22-3		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
71	事故の拡大・再発防止命令	ダイオキシン類対策特別措置法	23-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	環境監視センター	0246(54)1585	
72	特定施設の設置計画に係る変更命令又は廃止命令	下水道法	12の5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	水質管理室	0246(53)6640	
73	事故時の応急措置命令	下水道法	12の9-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	水質管理室	0246(53)6640	
74	特定施設に係る改善命令又は停止命令	下水道法	37の2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	水質管理室	0246(53)6640	
75	除害施設に係る改善命令又は停止命令	下水道法	38-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	水質管理室	0246(53)6640	除外施設の設置等は下水道法第12条に規定
76	土地の形質の変更に係る調査及び結果報告の命令	土壌汚染対策法	4 2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
77	健康被害が生ずるおそれがある土地に係る調査及び結果報告の命令	土壤汚染対策法	5 1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
78	汚染の除去等の支持及び措置命令	土壤汚染対策法	7 1, 4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
79	土地の形質の変更計画に係る施行	土壤汚染対策法	12 4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
80	汚染土壤の搬出に係る計画変更命令	土壤汚染対策法	16 4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
81	汚染土壤の適正な運搬及び処理に係る措置命令	土壤汚染対策法	19		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
82	汚染土壤の処理に係る改善命令	土壤汚染対策法	24		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	
83	汚染土壤処理業の許可の取消し等	土壤汚染対策法	25		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	

行政手続制度の運用に係る調査票  
不利益処分(生活環境部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
84	事業廃止又は許可取消し業者に係る汚染の拡散防止等措置命令	土壌汚染対策法	27 2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	環境監視センター	0246(54)1585	